

日本大学歯学部後援会会則

| | |
|--------------------|--------------------|
| 平成 10 年 8 月 22 日制定 | 平成 15 年 6 月 14 日改正 |
| 平成 10 年 4 月 1 日施行 | 平成 15 年 4 月 1 日施行 |
| 平成 11 年 6 月 12 日改正 | 平成 16 年 6 月 12 日改正 |
| 平成 11 年 4 月 1 日施行 | 平成 16 年 4 月 1 日施行 |
| 平成 12 年 6 月 10 日改正 | 平成 30 年 6 月 16 日改正 |
| 平成 12 年 4 月 1 日施行 | 平成 29 年 5 月 30 日施行 |
| 平成 13 年 6 月 9 日改正 | 令和 5 年 6 月 10 日改正 |
| 平成 13 年 4 月 1 日施行 | 令和 5 年 4 月 1 日施行 |
| 平成 14 年 6 月 8 日改正 | |
| 平成 14 年 4 月 1 日施行 | |

(名称及び事務所)

第1条 この会は、日本大学歯学部後援会（以下後援会という）と称し、事務所を日本大学歯学部（以下歯学部という）内に置く。

(目的)

第2条 後援会は、歯学部の教育方針に従い相互の連携を密にし、学生の人格形成・教育及び健全な学生生活の助成を図るとともに、歯学部の振興・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 後援会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 歯学部と後援会との関係強化に関する事業
- ② 歯学部教職員と父母との懇談に関する事業
- ③ 学生の課外教育活動並びに学園生活への後援に関する事業
- ④ その他第2条の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 後援会の会員は、歯学部にて在学する学生の父母等とする。

(役員)

第5条 後援会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名（役員会において互選する）
- ② 副会長 3名（理事から2名及び歯学部事務局長）
- ③ 理事 40名以内
- ④ 会計 2名
- ⑤ 会計監査 2名
- ⑥ 会長が必要と認めた役員 若干名
- ⑦ 幹事 若干名

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は、総会において次期会長を選出するまでとする。

(会長)

第7条 会長は、総会及び役員会を招集して会務を総括する。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(理事)

第9条 理事は、各学年の学生の父母等から各々2名以上と歯学部から4名以上とする。

(会計)

第10条 会計は、父母等からの理事1名、幹事から1名とする。

(会計監査)

第11条 会計監査は、会員から1名及び歯学部から1名とし、後援会の会計を監査する。

(幹事)

第12条 後援会の幹事は、歯学部職員から若干名とする。

(名誉会長)

第13条 後援会に名誉会長を置く。

2 名誉会長は、歯学部長とする。

(顧問)

第14条 後援会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、役員会の審議を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べるができる。

(総会)

第15条 後援会の総会は、会長が招集し毎年度始めから 90 日以内に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

(協議事項)

第16条 総会は、次の事項を決定する。

- ① 会務報告に関する事項
- ② 予算及び決算に関する事項
- ③ 役員改選に関する事項
- ④ 会則の改廃に関する事項
- ⑤ その他後援会に必要な事項

(議決)

第17条 総会は、会員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。

2 総会協議事項にして急を要する場合は、役員会において代行し、その議を経て、事後承認を得るものとする。

(役員会)

第18条 役員会は、第5条をもって組織し、必要に応じて会長が招集し、次の事項を協議する。

- ① 総会の案件に関する事項
- ② その他後援会運営に関する必要な事項

2 役員会は、役員数の半数以上の出席をもって成立する。

(委員会)

第19条 後援会は必要に応じ委員会を設けることができる。委員会の委員は、会長が委嘱する。

2 委員会は、会長の諮問について答申する。

(運営費)

第20条 後援会の運営費は、入会金、会費及びその他の収入をもって支弁する。

(入会金、会費、徴収及び会費の免除)

第21条 後援会の入会金及び会費は、在学する学生1名に対して各々次のとおりとし、年度始めに徴収するものとする。

- ① 入会金は、100,000円とする。
- ② 会費は、年額30,000円とする。
- ③ 徴収した入会金及び会費は、原則として返金しない。

(会計年度)

第22条 後援会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(奨学金)

第23条 後援会に奨学金制度を設ける。

2 奨学金の運用に関しては、別に規程で定める。

(弔慰金)

第24条 弔慰金は、学生又は会員が死亡したとき後援会が認める範囲内で給付する。

(業務の委託)

第25条 後援会の出納に関する業務は歯学部会計課、奨学金に関する業務は歯学部学生課、通知に関する業務及びその他の業務は歯学部庶務課に委託する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。